

て御意に、自今かやうの物打事不可仕、堅可慎と、御賞
 蕪あらせられたりと也。安見が炮術は、譬へば六間先に黒
 大豆を馬の尾にて繰ぎさげて是を打つに、十に九ははづれ
 さりしと也。況や水鳥、かけ鳥、何にても不當といふ事な
 し。さて難波の役に武功甚敷、後一萬四千石被下置、安見
 隠岐とぞ申侍る。或時居間に晝寝して居けるに、庭の杉の
 梢に鶯來り羽を休め、隠岐が面を眺め居たり。隠岐首を上
 げ、身どもが所へ鶯の來て見込むは不心得。さらば御出を
 妨げんと、小姓に小筒を取寄せ、はらばひながら打ちける
 が、鶯の翼を越えて玉は虚空に失せぬ。隠岐はつと思ひ、
 こは不思議なり。是程の間に、石を投けても中るべし。
 縦あたらすとも驚き飛去るべき事を、其儘逗留推參かと、
 重ねて是をねらひ打つに更にあたらす。鶯暫く身振ひし、
 いかにもしづかにたちさりしと也。隠岐をこにて、はつと
 氣付き、其行方を三拜して、自今我が門葉從弟の面々まで、
 主人の仰せは各別、鶯を打事不可有。慢心を宥し給へと獨
 言に懺悔し、誓詞の前書にも令書けり。是程の不思議、尋
 常ならば氣も付くまじきなれども、流石名人故己を願みけ

ると也。さて彼筒は、鶯の筒とて重寶せしと也。また享保
 紀聞に云ふ。故肥前様守山御在城の時分か。瘧疾被爲煩け
 るに、御庭の草むらの内へ毎夜鳥來りて鳴く。さして此故
 の御惱とは不_レ被_レ思召。乍_レ去御快からざるゆゑ、爲御取可
 被成とて、安見隠岐に被_レ仰付。奉長とて其夜待ちけるに、
 如_レ毎夜來りて鳴きけるを、人をして追立てさせ、立あがる
 處を打殺す。かやうのものは被_レ召上たるが宜しとて、其夜
 御吸物に仰付ければ、被_レ召上げるに、御瘧も早速御治被
 遊たりとなり。其鳥は鳴の大きき程なる鳥なり。只鳴のふ
 がはりなるべしといへり。

○町會所跡

三州志來因概覽附錄に云ふ。町會所は、寛永十三年安見隠
 岐流刑の後、其遺宅を以て直に町會所とす。相傳ふ。是よ
 り以前は、博勞町竹屋仁兵衛と云ふ町人の居宅にて、町方
 の諸用を町役人共集り處置したりと云ふ。竹屋の子孫仁兵
 衛、今尾張町に居住せりと。平次按ずるに、竹屋仁兵衛由
 緒帳に、天正年中御入部之砌より慶長二年まで、當地に町
 會所無之。其頃元祖仁兵衛博勞町に居住罷在、町役人被仰

付、則居宅を役所に相成。其頃は當地尾山与稱し、傳馬役
 所も相動。とあり。されば慶長二年以後は、何れの地に町
 役所を立てたりけん。後の町會所は、安見隠岐の舊宅をば
 其まゝ、用ひられ、文化二年まで隠岐が舊宅の建物存在し
 て、寛永以前よりの古建物なりしかど、既に二百許年を経
 たりしゆゑに、追々大破に及び、文化二年に造替ありて、
 建方も便捷になりたりといへり。然るに明治廢藩置縣の
 際、建物を取毀ち地所も賣却せられ、今は其の遺蹟に悉く
 町家を建て、數戸となしたり。残れるものとは土藏のみ
 にて、遺狀聊もなしといへり。

○金澤町奉行來歴

町奉行の濫觴は、村井豊後守長頼なるよし、町奉行前録等
 に載せたり。此の事は三壺記に、文祿三年の暮に利家卿金
 澤へ下向被成、石川郡の内濱通り鷹野被遊、夜に入り御入
 城之處、宮腰口町端にて御小將齋藤八太夫を、何者やらん
 一太刀切りて追ひぬけたり。八太夫、山の神と云ふ他國浪
 人也とて追廻し生捕る云々。村井豊後、其時分町奉行を兼
 勤被_レ仰付、手代を指置き町中の事を聞かしむ。町同心村井

豊太夫、横山庄右衛門也。御通行の時分吟味猥りにして、上
 下入亂るゝゆゑにかやうの者徘徊すとて、兩人共折檻被_レ仰
 付、其代り方々より望みけり。村井豊後上方に罷在故、村
 井勘十郎奉得御意處、先年豊後を魚津に置く時見知りた
 る者有り、何方に居るやと御尋ね也。夫は豊後甥村井久左
 衛門と申し、親手前に罷在由申上ぐ。其久左衛門町同心に
 可被_レ仰付とて被_レ召出。豊後上方にて忝奉存由御禮申上げ
 たり。とあり。村井又兵衛長明の自記に、



此の印は、天正之頃長頼金澤町奉行、扱は加増と思召由に
 て、加賀廻り登萬九千六百石餘代官所被_レ仰付、其小物成被
 下候時、名乗の字を爲彫申候。諸事捺被_レ申候印判に御座
 候。十四年以前飛騨守殿御意を以、往還關所越前、近江、下
 は境への私遣す過書に此印捺申候。

右の如く載せられたれば、天正十一年金澤入城以來、金澤町方
 の裁許は村井長頼勤めたるなるべし。夫れより、慶長・元和
 の際如何なる哉不詳と、三州志及び藩國宮職通考にいへれ